



羽山台住まいるノート

家ンディングノート

羽山台空家対策プロジェクト

2019年11月

2023年10月改訂

はじめに

雨の日も、風の日も、いつも私たちの暮らしを温かく包んでくれている「住まい」
長寿社会の到来により、現在の住まいが「終の棲家」になるとは限らず、子世代にとっては、自分の家と実家の問題が重なることが多いと聞きます。

だからこそ、羽山台空家対策プロジェクトでは、みんなが元気なとき、お正月やお盆など家族や兄弟が集まる機会に、今後の「住まい」について話し合っておくことが大切だと思っています。

家族の成長や親世代の介護に伴い、親子世帯が同居・別居・近居するのか、住まいを建て替え・リフォーム・賃貸・売却するのか、現時点では不透明で、あまりにも選択肢が多く、敬遠されがちな話題だと思えます。

そこで、当プロジェクトでは、気軽に「住まい」のことを話し合い、そこに住もう人や関係者に「小さな気付き」を起こすことを目的として、羽山台住まいるノート～家ンディングノート～を作成しました。

このノートは、今後の「住まい」の答えを導き出すものではありません。

まずは「住まい」の思い出を語り合って、「住まい」への愛着を深めることから始めます。「住まい」の後継者に対するメッセージも残しておけば、次世代の意思決定もスムーズになると考え、全体を構成しています。

書きにくい部分は空欄でも構いません。話し合うことが目的です。

ぜひ、このノートを題材に話し合ってみて下さい。

住まいるノートが「住まい」を考える動機づけになるとともに、今後も増加すると予測されている空家について、発生予防や利活用、適正管理など所有者等の意識の涵養と理解増進に寄与することを期待しています。

羽山台空家対策プロジェクト
事務局長 平良幸雄

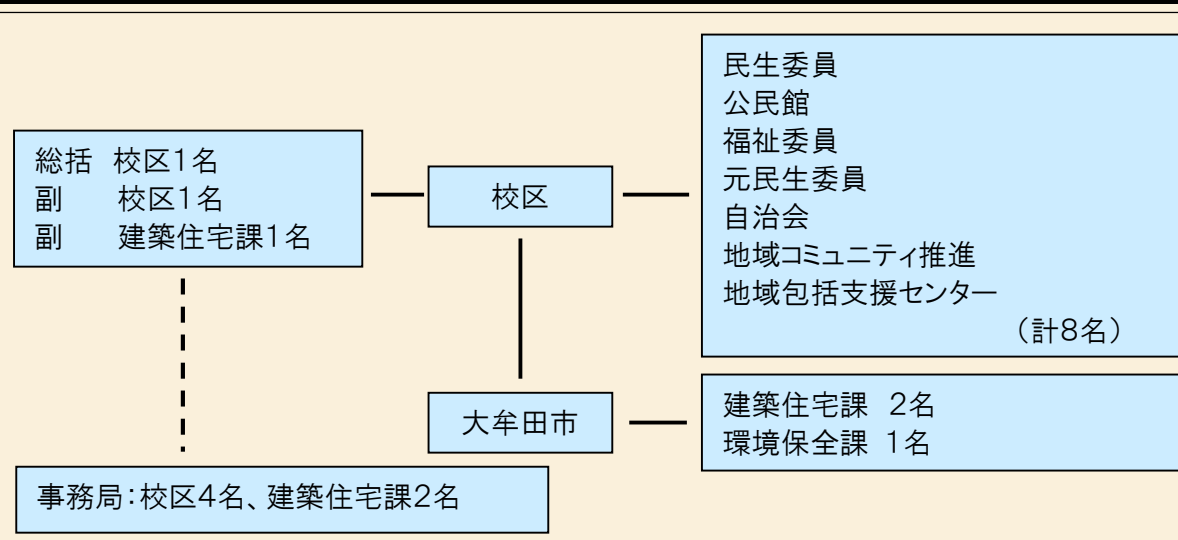


羽山台空家対策プロジェクトとは

平成 29 年度、大牟田市から空き地及び空家等対策のモデル地区に選定され、地域と行政との連携体制のもとに、空き地及び空家等対策の施策の推進に取り組んでいます。

「空家問題は全国的なことから…」 「一朝一夕には解決しないから…」 と何も動かないのではなく、「地域で出来ることはないだろうか」「まずは羽山台校区から変えよう！」といった思いで立ち上がったプロジェクトです。

羽山台空家対策プロジェクトの組織について



活動等の紹介

○羽山台空家対策プロジェクトでは、校区内の空家実態調査結果を踏まえ、空家予防対策に力を入れ、次の3つテーマに取り組んでいます。

- ①空家の発生予防活動の充実
- ②無償譲渡による空家の解消
- ③空き地及び空家の適正管理に関する積極的な活動

○これらの活動は市のホームページに掲載し、市民への情報発信を行いました。⇒「羽山台空家対策プロジェクト」で検索すると詳細がご覧になれます。

○今後も、地域で出来る空家対策に取り組みながら、空家問題の解決を図っていきます。



1. 話し合いの前に《記入例》

1-1

まずは、メンバーの紹介をお願いします。差支えなければ年齢も記載して下さい。

◎リーダー

お名前 羽山 太郎 年 齢 50 歳 続 柄 長男 (世帯主)
(通称 TARO) その他(話し合う住まいに居住)

○メンバー

お名前 羽山 大作 年 齢 74 歳 続 柄 父 (世帯主)
(通称 大ちゃん) その他(話し合う住まいに居住)

お名前 羽山 花子 年 齢 73 歳 続 柄 母
(通称 母ちゃん) その他(話し合う住まいに居住)

お名前 羽山 奈美恵 年 齢 44 歳 続 柄 TARO の配偶者
(通称 アムロ) その他(話し合う住まいに居住)

お名前 羽山 二郎 年 齢 43 歳 続 柄 二男
(通称 ジロ) その他(別居 / 大牟田市内)



○あくまで記入例です。メンバーのセンスを優先して下さい。

○メンバー欄が足りない場合は、余白に追加して下さい。

1. 話し合いの前に

1-1

まずは、グループの紹介をお願いします。差支えなければ年齢も記載して下さい。

◎リーダー

お名前_____ 年 齢_____歳 続 柄_____

(通称 _____) その他(_____)

○メンバー

お名前_____ 年 齢_____歳 続 柄_____

(通称 _____) その他(_____)

お名前_____ 年 齢_____歳 続 柄_____

(通称 _____) その他(_____)

お名前_____ 年 齢_____歳 続 柄_____

(通称 _____) その他(_____)

お名前_____ 年 齢_____歳 続 柄_____

(通称 _____) その他(_____)

話し合いのルール

- ①リーダーは、「明るく」「楽しく」をモットーに、堅苦しくならないような雰囲気づくりに努めましょう。
 - ②メンバーの考えは互いに尊重しましょう。
 - ③制限時間はありません。話し合い中の脱線OK、むしろウェルカム！
- ※このほか、独自のルールを決めても構いません。

2. 住まいについて《記入例》

2-1

次に、話し合う「住まい」を決めましょう。

グループで話し合う「住まい」は、大牟田市 〇〇町〇丁目〇番地〇
にあります。

2-2

お気に入りの撮影アングルはどこですか？

おすすめの外観写真を紹介して下さい。

☒ 貼ったよ ☐ あとで貼ろう ←該当する ☐ に ☒ して下さい。(以下同じ)



2-3

お気に入りのポイントはどこですか？

☒ 書いたよ ☐ あとで書こう ←該当する ☐ に ☒ して下さい。(以下同じ)

・アースカラーの外壁に、入口周りに使われている石貼りがアクセントになっています。

・2階部分(写真上部)が、平成〇年頃に増築した部分です。(TARO)

2-1

次に、話し合う「住まい」を決めましょう。

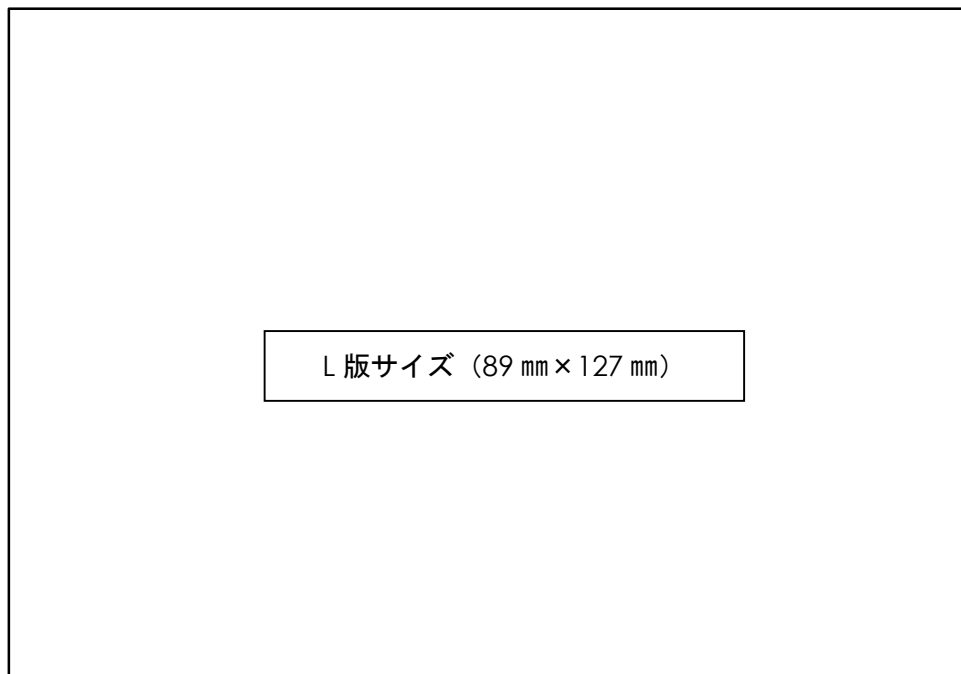
グループで話し合う「住まい」は、大牟田市 _____
にあります。

2-2

お気に入りの撮影アングルはどこですか？

おすすめの外観写真を紹介して下さい。

☐ 貼ったよ ☐ あとで貼ろう ←該当する ☒ に **✓** して下さい。(以下同じ)

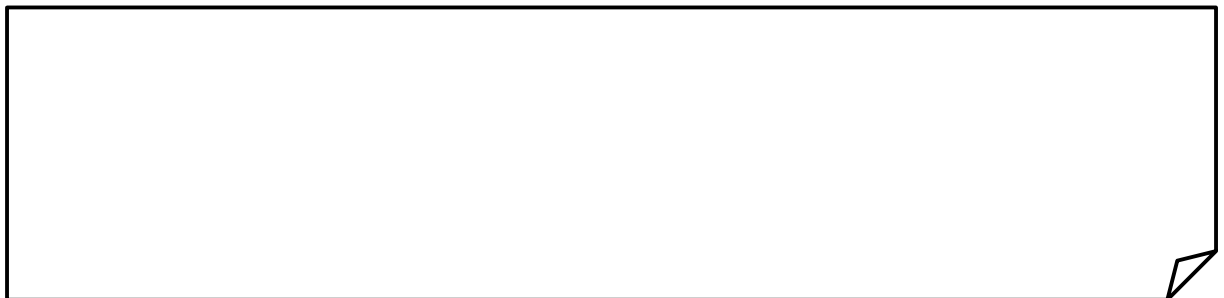


L 版サイズ (89 mm × 127 mm)

2-3

お気に入りのポイントはどこですか？

☐ 書いたよ ☐ あとで書こう ←該当する ☒ に **✓** して下さい。(以下同じ)



2-4《記入例》

「住まい」で生活がスタートしたときの、みんなの感想を紹介して下さい。

☒書いたよ ☐あと少し ☐あとでまとめて書くよ ☐書くのが苦手で…(笑)

感想①

【誰:大ちゃん】

社宅住まいの間に資金を貯めておけば良かった～(T_T)

TARO が同居を承諾くれたので思い切って家を建てました。

この家で、楽しい思い出が沢山できることを願いました。

感想②

【誰:母ちゃん】

雨・風が防げれば十分なので、間取りに不満はありません。ただ、社宅住まいでは共同浴場が社交場となっていたので、ユニットバスは少し寂しいと感じました。

将来、二世帯住宅になっても良好な関係でいたいと思いました。

感想③

【誰:TARO】

○年後には、大ちゃんから住宅ローンのバトンが渡されるので、仕事と私生活を頑張ろうと思った。

結婚が先だったら、間取りも変わっていただろうなぁ～。

感想④

【誰:ジロ】

前の住まいは狭かったけど、何でも手が届く範囲にあり便利だった。

数ヶ月間、新しい家は何か落ち着かない感じだった。

寝タバコだけには注意したいと思った。

2-4

「住まい」で生活がスタートしたときの、みんなの感想を紹介して下さい。

☐書いたよ ☐あと少し ☐あとでまとめて書くよ ☐書くのが苦手で…(笑)

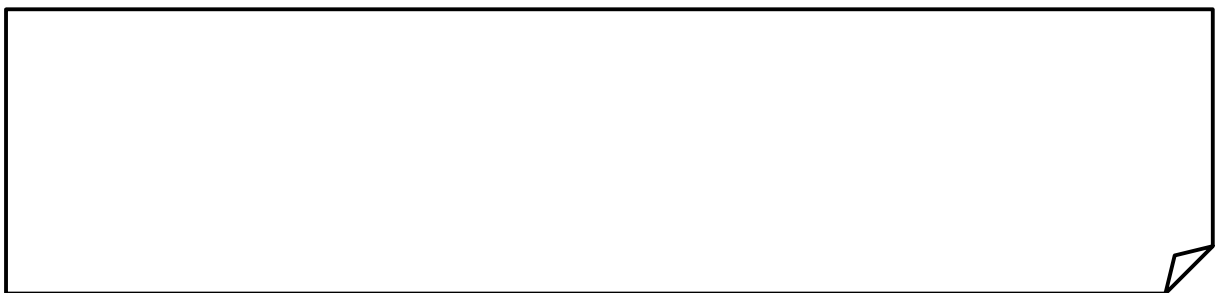
感想①

【誰： 】



感想②

【誰： 】



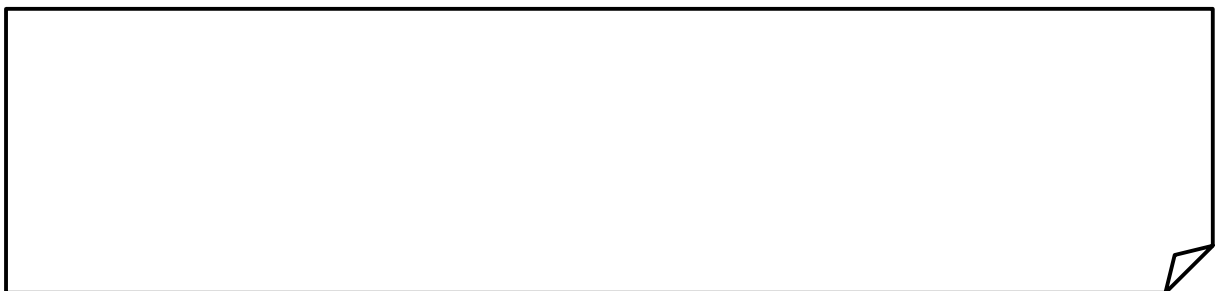
感想③

【誰： 】



感想④

【誰： 】



2-5

「住まい」は、家族の暮らしとともに変化するものです。

増築や改修したところがあれば紹介して下さい。

☐ 貼ったよ ☐ あとで貼ろう ☐ 写真は勘弁して～ ☐ 増築や改修なし

L 版サイズ (89 mm × 127 mm)

L 版サイズ (89 mm × 127 mm)

2-6《記入例》

増築や改修で「便利になったところ」「良くなったところ」を教えてください。

☒書いたよ ☐あと少し ☐あとでまとめて書くよ ☐書くのが苦手で…(笑)

外部のスロープと段差解消機の写真です。母ちゃんが脳出血で車いす生活になってしまったため設置しました。トイレの出入口も広げ、手摺を設置しました。

おかげで、大ちゃんの介護負担が軽減されました。(TARO)

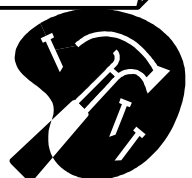
2階の多目的スペースの写真です。もともと玄関上部の吹き抜けだったところに床を貼って、子供たちの成長に対応しました。

吹き抜けが無くなって、住まいの耐震性も向上した感じがします。(TARO)

2-6

増築や改修で「便利になったところ」「良くなったところ」を教えてください。

☐書いたよ ☐あと少し ☐あとでまとめて書くよ ☐書くのが苦手で…(笑)



2-7《記入例》



「住まい」での思い出を紹介して下さい。

(忘れられない思い出、できれば忘れたい思い出など)

☒書いたよ ☐あと少し ☐あとでまとめて書くよ ☐書くのが苦手で…(笑)

平成〇年、脱衣室で白髪を染めていた母ちゃんが倒れました。身体が自由が奪われ、言葉も聞き取り難くなりました。自分も血圧が高いので要注意です。(TARO)

2階に多目的スペースを作ったとき、子供たちが「光る壁紙」を選びました。でも、寝る時に図柄が浮かび上がり子供たちに不評でした。(TARO)

階段が回り階段になっています。2階に冷蔵庫、洗濯機、食器棚、エレクトーンなどを搬入するたびに、階段の壁が傷ついてしまいました。(TARO)

2-7

「住まい」での思い出を紹介して下さい。

(忘れられない思い出、できれば忘れたい思い出など)

☐書いたよ ☐あと少し ☐あとでまとめて書くよ ☐書くのが苦手で…(笑)

2-8

「住まい」の登記簿(登記事項証明書)を取得しましょう。

さて、所有者はどなたですか？

☐書いたよ ☐登記簿は入手した ☐なかなか時間がなくて…

○家屋の所有者

所有者さんをご健在ですか？

お名前_____

所有者さんと面識がありますか？

＜共有の場合＞

お名前_____ 持 分_____

お名前_____ 持 分_____

お名前_____ 持 分_____

○土地の所有者

お名前_____

相続登記はお済みですか？

＜共有の場合＞

お名前_____ 持 分_____

お名前_____ 持 分_____

お名前_____ 持 分_____



登記簿(登記事項証明書)は市役所内の法務局窓口で受け取れます。

ただし、コンピュータ化されている土地や建物に限ります。

○場 所:市役所 2 階 税務課東側「大牟田法務局証明サービスセンター」

○利用時間:平日の午前 9 時～午後 4 時 30 分(正午～午後 1 時を除く)

○手 数 料:1 通 600 円

○お問合せ:福岡法務局柳川支局(0944-74-2156)

※ご自宅のパソコンから、インターネットを利用してオンラインによる交付請求が可能です。

詳しくは、福岡法務局のホームページをご覧ください。

ちょっと一息



登記簿(登記事項証明書)の例

表題部(主である建物の表示)	調製	平成○年○月○日	不動産番号	0000000000000
所在図番号	余白			
所 在	大牟田市○○町○丁目 ○番地○		余白	
家屋番号	○番○		余白	
① 種 類	② 構 造	③床 面 積 m ²	原因及びその日付[登記の日付]	
居宅	木造瓦葺 2 階建	1 階 100 00 2 階 30 00	余白	
余白	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成○年○月○日	

権利部(甲区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成○年○月○日 第○○○○号	原因 平成○年○月○日相続 所有者 大牟田市□□町□番地□ 羽山 大作 順位○番の登記を移記
	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成○年○月○日

権利部(乙区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	昭和○○年○月○日 第○○○○号	原因 昭和○○年○月○日設定 極度額 金○○○万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 大牟田市□□町□番地□ 羽山 大作 根抵当権者 大牟田市△△町△ △△保証協会 共同担保 目録第○○○号 順位○番の登記を移記 共同担保 目録第○○○/○○○号
	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成○年○月○日

○登記簿(登記事項証明書)とは…

不動産登記とは、その不動産登記がどんなものなのか、どこの誰が所有しているかを記録しているものであり、また、その不動産で誰がどんなことをしたか記録したものです。それらの記録がまとめられた台帳を「登記簿」といいます。土地は1筆ずつ、建物は1家屋ずつそれぞれ登記があります。

「登記簿」の構成としては、大きく表題部と権利部の2種類に分かれます。最初に表題部があり、権利部が続きます。権利部は、さらに甲区と乙区に分かれています。

3つの部分が一度にできるのではなく、まず表題部が、次いで甲区が、そして必要に応じて乙区ができます。

また、登記事務をコンピュータで処理している法務局(登記所)では、登記簿謄本・抄本とは呼ばず、「登記事項証明書」と呼んでいます。

○表題部とは…

表題部は、表示に関する登記を記録し、不動産の物的状況を示します。

建物を新築したときは、まず表示に関する登記である表題登記をして、新たに登記簿という箱をつくれます。

新築だけでなく、増築や取り壊しなどにより物的状況が変化した場合は、1ヶ月以内にその登記をすることが義務づけられています。

○権利部(甲区・乙区)とは…

権利部は、権利に関する登記を記録し、不動産の権利関係を示します。

・甲区:所有者の住所、氏名、登記の目的、取得年月日などを記録します。

・乙区:登記の目的、原因、権利者などを記録します。

甲区は、所有権に関する事項、すなわち所有権保存や所有権移転などに関することを記録します。

乙区は、所有権以外の権利、すなわち抵当権、根抵当権、地上権、地役権、賃借権などを記録します。不動産を担保にしたり、他人が利用する必要が生じたとき、その権利を設定するために乙区をつくれます。必要がないとき、乙区はつくられません。

3. 今後の住まいについて

3-1

10年後、「住まい」に誰が暮らしていますか？10年後の年齢も記入して下さい。

☐書いたよ ☐あとで書くよ ☐コメントがまとまらない ☐次のページに書くよ

お名前_____年 齢_____歳

お名前_____年 齢_____歳

お名前_____年 齢_____歳

お名前_____年 齢_____歳

お名前_____年 齢_____歳

お名前_____年 齢_____歳



10年後ではなく、
グループで話し合っ、任意に
『〇年後』を設定してもOKです！
その際は、次のページを
利用して下さい。

3-2

10年後、主に誰が「住まい」のお手入れをされているでしょうか？

お名前_____年 齢_____歳

<コメント(自由意見)> ≪記入例≫

- ・母ちゃんの介護は誰がしてるだろう。(大ちゃん)
- ・子供たちは、就学や就職、結婚などで離れて暮らしているのかな。(アムロ)
- ・10年後は60歳。息子は地元で就職してほしいけど...(TARO)

<コメント(自由意見)>

3. 今後の住まいについて

3-1

____年後、「住まい」に誰が暮らしていますか？

____年後の年齢も記入して下さい。

☐書いたよ ☐あとで書くよ ☐コメントがまとまらない ☐前のページに書いた

お名前_____年 齢_____歳

お名前_____年 齢_____歳

お名前_____年 齢_____歳

お名前_____年 齢_____歳

お名前_____年 齢_____歳

お名前_____年 齢_____歳



さて、
何年後を設定しましたか？
_____に数字を記入して下さい。

3-2

____年後、主に誰が「住まい」のお手入れをされているでしょうか？

お名前_____年 齢_____歳

<コメント(自由意見)>



大牟田市の補助事業や「住まい」に関する支援制度などを調べてみました。



◎大牟田市の補助事業や支援制度

○老朽危険家屋等除却促進事業

大牟田市が「老朽危険家屋等」と判定した空家等（木造及び軽量鉄骨造の住宅）を除却する場合に、除却工事に要する費用の一部を補助します。補助金額は、対象経費の1/2で上限60万円です。中心市街地活性化エリア内は、住宅に限定せず上限額も75万円です。

○木造戸建て住宅耐震改修促進事業

1981年（昭和56年）5月31日以前に着工された木造の戸建て住宅で、耐震診断の結果が「倒壊のおそれがある」と判定された場合、耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。補助金額は、対象経費の1/2で上限40万円です。

○アレコレ住まいのかたり場（旧：空家座談会）

カードゲームを通して住まいの終活や空家問題について、空家対策の専門家や市の職員と一緒に語らう場です。応募は、「町内公民館」や「自治会」など、市内で地域に根ざした活動をしている団体・グループなどで、おおむね10人程度の人数でお申し込み下さい。

【お問合せ：大牟田市都市整備部建築住宅課 0944-41-2787】

◎福岡県の支援制度

○住まいの健康診断

売却予定の中古住宅に対して、建築士（既存住宅状況調査技術者）が建物調査を行い、建物の状態を明らかにするものです。建物の状態が明らかになることで、売り主・買い主双方に様々なメリットがあり、中古住宅の取引が円滑に進められます。診断メニューは、基本診断とオプション診断があります。

【お問合せ：一般財団法人福岡県建築住宅センター企画情報部 092-781-5169】

○耐震診断アドバイザー派遣制度

1981年（昭和56年）5月以前に福岡県内に建築された木造戸建て住宅が対象で、アドバイザーが、地震に対する安全性について簡易な診断を行います。依頼者負担は1件あたり基本診断3,000円、床下小屋裏進入調査付診断6,000円です。

【お問合せ：一般財団法人福岡県建築住宅センター生涯あんしん住宅 092-582-8061】

○既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業

高齢者、子育て世帯等がともに安心して暮らすことができる多世代居住を推進するために、若年世帯・子育て世帯に対して、住宅取得にかかる経済的支援を行うものです。若年世帯・子育て世帯が既存住宅を子育て仕様の住宅へリノベーションする際の工事費用や、親世帯と子世帯が近居・同居するためにリノベーションする際の工事費用の一部を補助します。

【お問合せ：福岡県建築都市部住宅計画課 住環境整備係 092-643-3734】

◎国の制度

○相続土地国庫帰属制度 2023 年 4 月 27 日施行

所有者不明土地の発生を予防するため、相続又は遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部又は全部を譲ること）によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させる制度が創設されました。

【お問合せ：福岡法務局 092-721-4575】

◎税の特例制度

○空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除）

相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用の敷地等を、2027 年 12 月 31 日までに売って、一定の要件に該当するときは、譲渡所得の金額から最高 3,000 万円まで控除ができる特例があります。この特例を受けるためには、確定申告をする必要があります。

【お問合せ：大牟田税務署 0944-52-3245】

◎その他

○空き家・空き地相談窓口

大牟田市とありあけ不動産ネット協同組合との協定による相談窓口です。空家に限らず、不動産に関するあらゆる「お困りごと」の相談ができます。相談は無料です。また、空家の管理サービスも行っています。

【お問合せ：ありあけ不動産ネット協同組合 0944-55-3585】

○大牟田市居住支援協議会（大牟田住みよかネット）

住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など）と空家所有者とをマッチングする入居支援や、空家の地域貢献活用を推進しています。空家に関する相談や情報提供は、随時受け付けています。

【お問合せ：NPO法人大牟田ライフサポートセンター 0944-88-9616】

○法定相続情報証明制度

2017 年（平成 29 年）から、全国の登記所（法務局）で各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用すると、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。

【お問合せ：福岡法務局 092-721-4570】

補助事業や支援制度の一例です。

また、今後新たな事業がスタートしたり、既存の支援制度が廃止されたりします。
最新の情報をチェックしましょう！



4. 空家の予防について

大牟田市の住宅総数は、平成30年時点で60,260戸と世帯数を上回っており、そのうち空家は10,920戸となっています。今後、世帯数の減少に伴い、さらに空家が増加することが予測されています。（**住宅・土地統計調査**より）

現在、羽山台空家対策プロジェクトでは、「自分でできる空家対策」として次の三本の柱を掲げています。

①定期的に建物の状況を確認し、ご近所に迷惑を掛けないように管理しましょう。

②地域に連絡先を伝え、何か問題が発生した場合に対応ができるようにしましょう。

③相続が発生したら、速やかに土地・建物の登記手続きを行いましょう。

4-1 《記入例》

これまでの話し合いや、羽山台空家対策プロジェクトの三本の柱を踏まえ、「自分(自分たち)でできる空家対策」をまとめてみませんか？

☒ まとめたよ ☐ あとでまとめるよ ☐ 十分話したから書かなくても大丈夫

- ・もし空家になる時は、民生委員さんとお隣さんには連絡先を伝えよう。(TARO)
- ・普段からご近所さんとの付き合いは大事だと思う。(大ちゃん)(母ちゃん)
- ・相続登記などの手続きは任せてよ。(TARO)(アムロ)
- ・家のことが原因で揉めないように、これからも兄弟仲良くしよう。(ジロ)

4-1

これまでの話し合いや、羽山台空家対策プロジェクトの三本の柱を踏まえ、「自分(自分たち)でできる空家対策」をまとめてみませんか？

☐ まとめたよ ☐ あとでまとめるよ ☐ 十分話したから書かなくても大丈夫

5. 「住まい」の後継者へのメッセージ

該当する ☐ に ☒ をお願いします。

メンバーから「住まい」の後継者へ、メッセージを残しておきますか？

☐ 書いたよ ☐ あとで書くよ ☐ メッセージは照れくさいなあ

○「住まい」をどのようにして欲しいですか(第1希望のみ)

☐ 家族に住んでもらいたい。

☐ 第三者に売却してほしい。

☐ 第三者に貸してほしい。

☐ 取り壊してほしい。

☐ 後継者にまかせる。

☐ その他 ()

○絶対にして欲しくないこと(複数選択OKです)

☐ 第三者に売却しないでほしい。

☐ 第三者に貸さないでほしい。

☐ 取り壊さないでほしい。

☐ 特に希望はない。

☐ その他 ()

○メンバーからのメッセージ<<記入例>>

様々な事情で空家になってしまったら、使えるうちに家族の枠を超えて地域で活用してもらえたら嬉しいです。思い出の詰まった我が家が老朽化し、地域の悩みの種にならないことを願います。(大ちゃん)

○メンバーからのメッセージ

以上で、住まいのノートは終了です。メンバーの皆さま、お疲れさまでした。

特に、リーダーの方は、取りまとめいただき有難うございました。

このノートは、今後の「住まい」を考える“きっかけづくり”ですので、グループのルールに従って、延長戦も可能です（^^）

また、貴重な時間を使って、メンバーの皆さんで作りにあげたノートですので、登記録（登記事項証明書）と一緒に大切に保管されることをお勧めします。

○住まいのノートの完成度(2019 年 3月時点)《記入例》

リーダーのコメント	完成度
・沢山の思い出に会話が弾んだが、まだまだ空欄の部分が多い。 ・メンバーの考え方が聞けて良かった。	50%

○住まいのノートの完成度(2020 年 3月時点)《記入例》

リーダーのコメント	完成度
・就職で家を離れる孫とも話ができた。 ・空欄部分も少しずつ埋まってきた。	75%

○住まいのノートの完成度(2020 年10月時点)《記入例》

リーダーのコメント	完成度
・照れくさかったメッセージもやっと書き終えた。 ・記入欄は全部書いたので、住まいのノートは完成とする。	100%

◎住まいのノート ～家ランディングノート～ 完成日

2020 年 10月 1日



○住まいるノートの完成度(20 年 月時点)

リーダーのコメント	完成度
	%

○住まいるノートの完成度(20 年 月時点)

リーダーのコメント	完成度
	%

○住まいるノートの完成度(20 年 月時点)

リーダーのコメント	完成度
	%

◎住まいるノート ～家ンディングノート～ 完成日

20 年 月 日

最後に・・・

不審者が侵入すること
があります。

庭木や雑草が生い茂り、お隣の日当たり
を悪くしたり、蚊やハチなどの害虫が
発生する原因になることがあります。



建物が傷み、屋根瓦が落下したり、
雨どいが外れたりして、通行人などに
怪我をさせてしまう原因になります。

不法にゴミを捨てられる
ことがあります。

思い出が詰まった「住まい」が、こんな状態になったら
悲しいですね。

地域の皆さんも困ってしまいます！

羽山台校区からこんな空家が発生しないために、
これからも羽山台空家対策プロジェクトは、空家問題に
真剣に向き合っていきます！！

